

農泊推進対策 事業実施計画策定のポイント

令和3年10月

農林水産省
農村振興局

説明内容

- ① 農泊推進対策で目指す地域の姿とその手段
- ② 地域の合意形成、実施体制の確立
- ③ 地域資源の洗い出し、ターゲットの設定
- ④ 体験プログラム開発
- ⑤ 食事の提供
- ⑥ 農泊ツアー（パッケージ商品）の造成
- ⑦ 商品販売、情報発信、プロモーション
- ⑧ 取組を担う人材の確保、取組に必要な施設等の整備
- ⑨ 活動スケジュール、目標設定

農泊推進対策で目指す地域の姿とその手段

- 事業の目的：地域の関係者が一丸となった取組による地域の所得向上への支援
- 農泊推進対策を実施することで、
「地域をどう変えたいのか」、「事業完了時に地域がどうなっているのか」（目的）
- そのために、誰が何をしなければならないのか（手段）

地域の現状の確認 ⇒ 目指す姿

地域の将来像

顧客の絞り込み・
地域資源等
(戦略)

活動計画・資金計画・収支計画等
(戦術)

事業計画で必要な項目

事業のビジョン・目標

- 農泊を実施して将来どうしたいか

実施体制

- 多様なメンバーの参画
- メンバーの役割分担等

地域資源の磨き上げ(商品化)

- 宿泊、食事、体験等の造成
- 農泊ツアーパッケージ商品化

活動スケジュール

- いつまでにやるの

ターゲットの絞り込み

- どんなお客様に来訪して欲しいか
- 個人か団体か 等

販売・プロモーション

- 営業方法、販売方法
- 情報発信、プロモーション

目標設定

- 売上げ
- 宿泊者数

地域の合意形成、実施体制の確立

(1) 地域での合意形成が図られているか

視点：地域一丸の取組となっているか ⇒ 多様な関係者が参画・連携しているか

- ・住民説明会、勉強会の開催（合意形成の手段・手法の明確化）
- ・ワークショップの開催（協議会の方針と住民の意向に整合があるか）

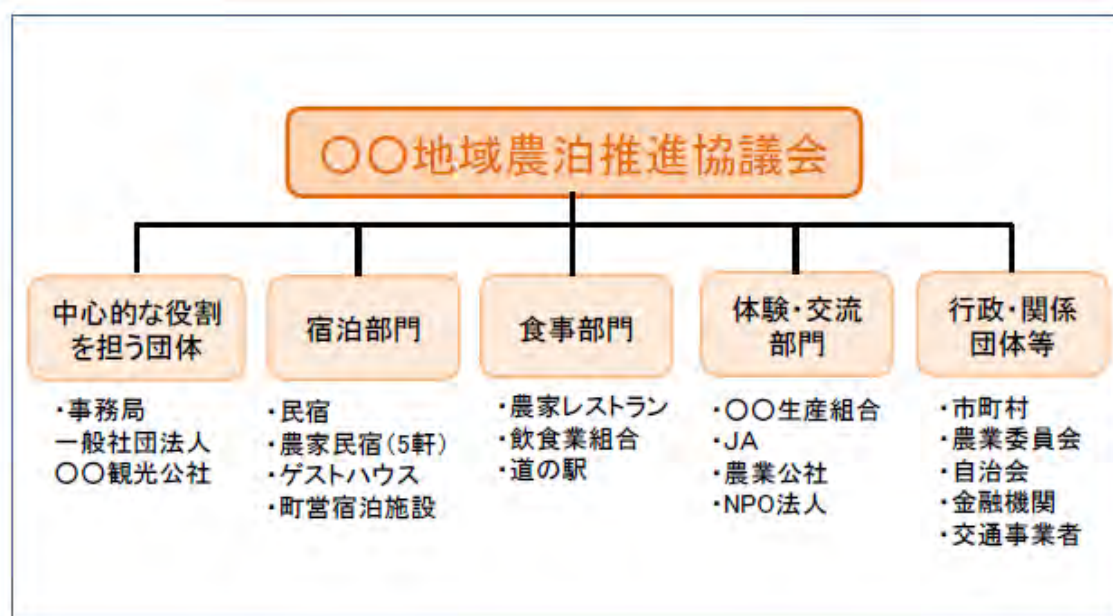
(2) 実施体制が整っているか

視点：「宿泊」「体験」「食事」を誰が提供するのか（役割分担は明確か、不足はないか）

誰が取組全体を束ねるのか（中核法人、運営責任者、行政の役割の確認）

- ・各種研修の受講、勉強会の開催
- ・先進地視察

地域協議会による実施体制（イメージ）



課題に応じた専門家の派遣・指導



各種研修の受講



地域資源の洗い出し、ターゲットの設定

(1)地域資源の確認

視点：地域には何が賦存しているか（体験、ツアー、食事のタネ）

※地域資源：自然、景観、観光、歴史、建造物、伝統・文化、古民家、空き家、廃校、遊休農地、農林水産物、地域食材、地域特産品、等

- ・地域資源発掘調査（賦存資源活用可能性調査）
- ・地域資源活用意向の把握

(2)ターゲットの設定

視点：誰に来てほしいか

- ・個人、団体、教育旅行、ワーケーション、インバウンド



農村景観、歴史的町並みの活用



地域食材の活用



地域特産品の加工業



インバウンド



教育旅行



観光客



ワーケーション

地域が目指す資源の活用ビジョンに応じて
様々なターゲットを誘致

体験プログラム開発

視点：体験プログラム開発について具体的に検討されているか

誰が受け入れるのか

- ・ 既存プログラムの確認、磨き上げ
- ・ 新規プログラムの開発（ターゲット別、季節別、外部の目線 ⇒ リピーターの確保）
 - ※ 農林漁業体験以外のプログラムについても検討（長期滞在も視野）
（景観、歴史・文化、きのこ狩り、トレッキング、星空、酒蔵、かまくら 等々）
- ・ 先進地視察



農業／りんご収穫体験



農業／稲刈り体験



自然／カヌー体験



その他／巻き寿司体験



景観／「日本の棚田百選」認定棚田を活用したガイドウォークプログラム



景観／里山の景観を活用した電動バイクでのガイドツアー



文化／着物着付け体験

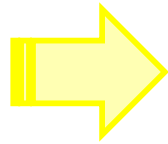


その他／瞑想体験

食事の提供

視点：誰が何を提供するのか（構成員または連携団体に飲食店業が含まれているか）

- ・ 昼食、夕食、朝食、昼食（翌日分）が提供できる体制（提供者）の確認
- ・ 現在提供されている**食事メニューの確認（地域の特色があるか）**
- ・ **新メニュー開発（地域食材の活用、他地区との差別化、外部の目線 ⇒ リピーターの確保）**
- ・ 特産品（加工品等）開発 ⇒ 食事での提供、土産品
- ・ 提供者の確保、価格設定
- ・ **新規開発メニュー等の提供（販売開始）時期**
- ・ **長期滞在に対応できるメニュー数の確保（ワーケーション受け入れにも対応）**



地元食材を活用したメニュー開発



創作料理



姿造り



農家民宿の家庭料理



ワーケーション対応可能なケータリング



海鮮料理



囲炉裏料理

農泊ツアー（パッケージ商品）の造成

視点：開発コンテンツのパッケージ化【宿泊、体験、食事、地域資源を組み合わせる商品化（外部の目線）】

- ・ターゲット別（個人・団体・教育旅行・インバウンド等：種類、価格設定）
- ・種類の多様化（季節別、オプションの充実 ⇒ リピーターの確保）
- ・中、長期滞在を視野に入れた商品開発
- ・モニターツアーの実施（販売に向けた商品の検証）
（完成度、満足度、価格設定、受入体制の検証等による商品化に向けた見直し）
- ・直売所等との連携
- ・先進地視察
- ・商品化（販売開始）時期の設定、検証



商品販売、情報発信、プロモーション

視点：ターゲットに情報が確実に届くか（ツール作成に留まっていないか）

- ・webサイト構築（多言語版）
- ・パンフ、チラシ（国内向け、インバウンド向け：ターゲット別）
- ・予約サイト、カード決済システム構築
- ・営業活動（ターゲット別）
- ・ファムトリップ
- ・旅行誌への掲載
- ・国内外イベント出展
（海外出展については、ターゲット、時期、規模、取組の有効性等の合理的な整理が必要）
- ・OTA登録（旅館業法の許可取得）



英語対応HPの作成



大規模展示会への出展

A screenshot of a reservation website for a traditional Japanese building. The page features a photo of the building and a table with details. The table includes information about the location, access, and pricing. The text is in Japanese and English.

名称	嵐山民権 丸
郵便番号	431-2537
住所	静岡県浜松市北区
アクセス	■最寄りでのアクセス 浜新幹線浜松駅下車、徒歩15分 ■車でのアクセス 新東名高速道路浜松ジャンクションより三遠南バイパス沿い ■アクセス 新東名高速道路浜松ジャンクションより三遠南バイパス沿い ■アクセス 新東名高速道路浜松ジャンクションより三遠南バイパス沿い
施設対応	チェックイン 14:00 チェックアウト 10:00 ペット不可 洗濯機、冷蔵庫、ドライヤーあり
一人当たりの宿泊費	大人 5,500円
送迎の有無	送迎バスあり
ご予約方法	予約電話: 053-431-2537 予約メール: stays@yamashiro.co.jp 予約サイト: http://stays.yamashiro.co.jp
施設HP	http://yamashiro.co.jp
所属団体	浜松市観光協会

予約サイトへの掲載

取組を担う人材の確保、取組に必要な施設等の整備

(1)人材の確保

視点：誰が何を担うか（各役割を担う人材が確保されているか）

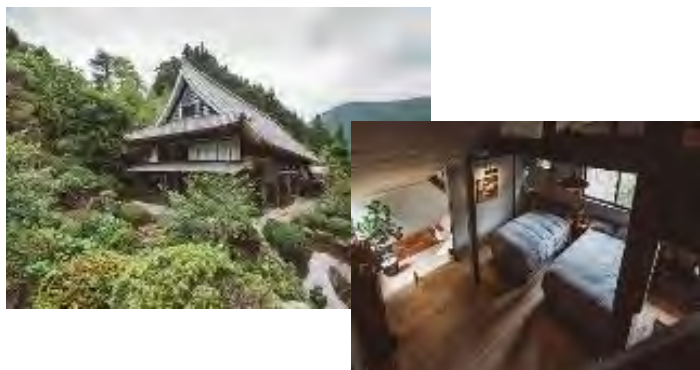
※役割：受入（宿泊・体験等）、予約管理、営業活動、飲食提供、経理事務、webサイト更新 等々

- ・研修生の受入（人材の育成、各種研修の受講）

(2)施設等の整備

視点：地域で不足する施設、来訪者のニーズ

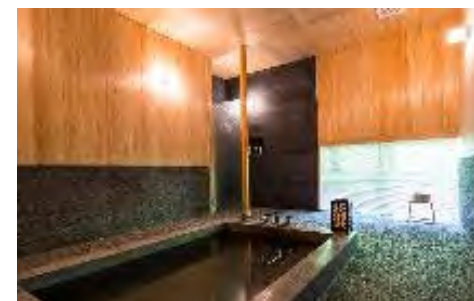
- ・宿泊施設、体験施設、農家レストラン等飲食提供施設
- ・洋式トイレ、浴室等の改修
- ・Wi-Fi等の付帯施設



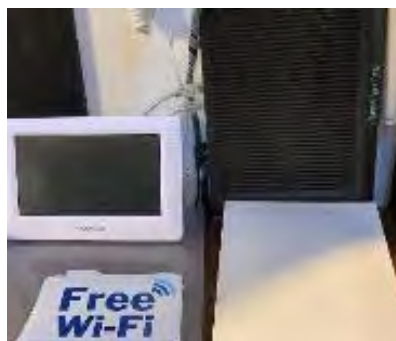
遊休施設を改修した宿泊施設



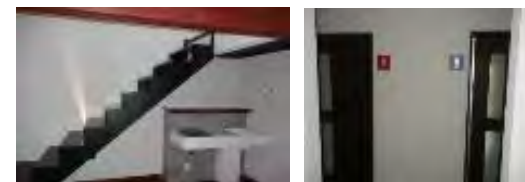
農家レストラン



大人数でも利用可能で快適な浴室



Wi-Fiの整備



洗面台の増設

男女別のトイレ

活動スケジュール、目標設定

(1)活動スケジュール

視点：何をいつまでにやるのか

- ・手段と目的が混同していないか
- ・作業順序に間違いがないか

(2)目標設定

視点：農泊をビジネスとして実施できるか

- ・売上げ（宿泊、食事、体験、開発商品）
- ・宿泊者数

【活動計画のイメージ】

活動	事前準備	1年目	2年目	3年目	ビジネスとして 自走
地域協議会設立	■				
合意形成・実施体制確立		■			
地域資源の磨き上げ		■	■	追加開発、多様化	
農泊ツアーの造成 (パッケージ商品)		■	■	追加開発、多様化	
農泊ツアーの販売		■	■	■	
情報発信 (WEBサイト作成)		■	■	■	
プロモーション		■	■	■	

事業活用に当たってよくあるご質問

Q1 公募の結果はいつわかりますか？

通常、ソフト事業のみの提案の場合は締切の**1か月後頃**、ハード事業を含む提案の場合は**その1～2か月後頃**となっています。

Q2 交付金交付候補者に選定された後、いつから事業に着手できますか？

選定通知から1か月以内に地方農政局長等あてに事業実施計画書を提出し、事業実施計画承認後、更なる手続きを経て**交付金交付決定通知以降**となります。

Q3 候補者選定以降、交付決定まではどのような手続きが必要ですか？

交付決定までの手続きは以下のとおりです。

地方農政局長等あて事業実施計画書承認申請 ⇒ **計画承認通知**

地方農政局長等から事業実施主体あて割当内示（北海道以外）

地方農政局長等あて交付申請 ⇒ **交付決定通知**

Q4 交付金による支援はどの時点から対象となりますか？

支援の対象は交付決定後の取組とし、交付決定以前の取組は支援の対象とはなりません。

Q5 交付金の支援の対象とならない経費はありますか？

支援の対象とならないのは、活動を維持するための運転資金、初期投資費用（事業完了後も使用する備品、調度品等）、汎用性の高い物品購入費用、事業実施主体及びその構成する団体の経常的運営に要する経費（協議会構成員や通年雇用する事務補助職員の人件費等）等がありますので、事前に所管する地方農政局等に確認してください。

Q6 交付金はいつ支払われますか？また、概算での支払いは可能ですか？

交付金の支払は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算）とする）が原則となりますので、事前^に取組に要する費用の全額を用意していただく必要があります。

また、事業終了前の支払い（概算払）については、条件が整った場合に行うことがありますが、様々な制限が設けられています。

